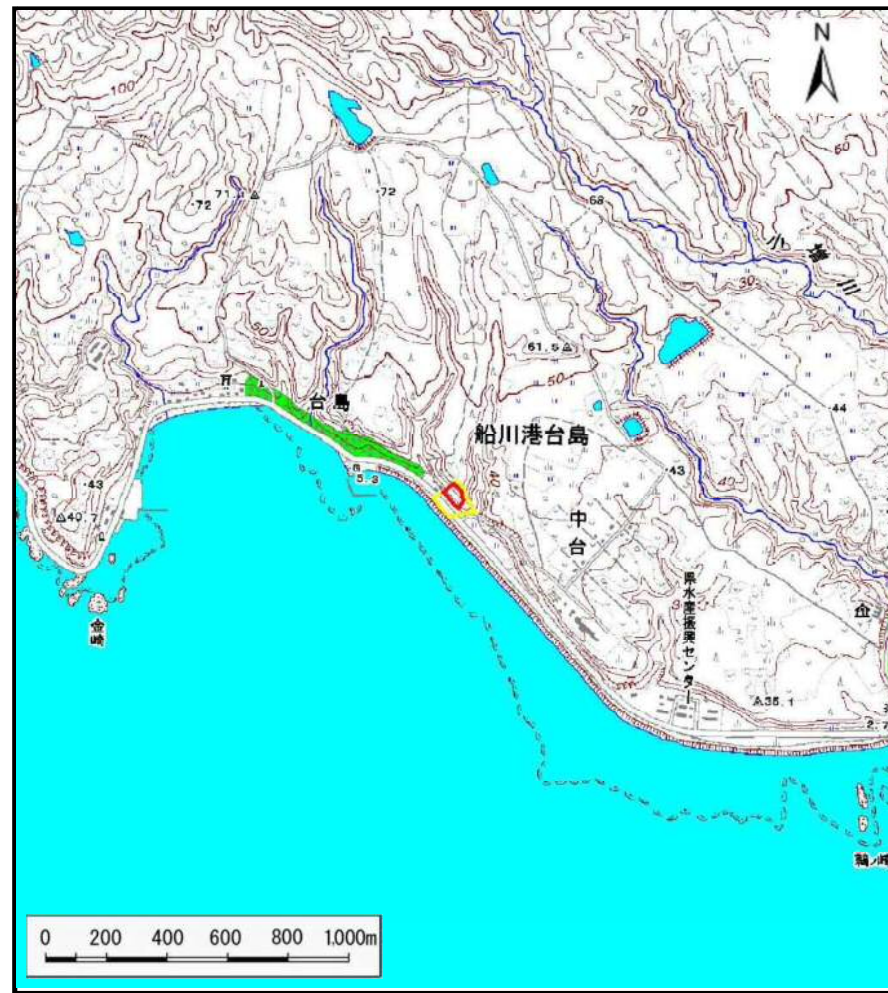


# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



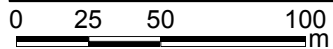
(1/25,000)

様式-1(急)  
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-590
箇所名	野竹
所在地	秋田県男鹿市船川港台島字小橋下、野竹及び中台

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。（承認番号 平29情複、第889号）

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

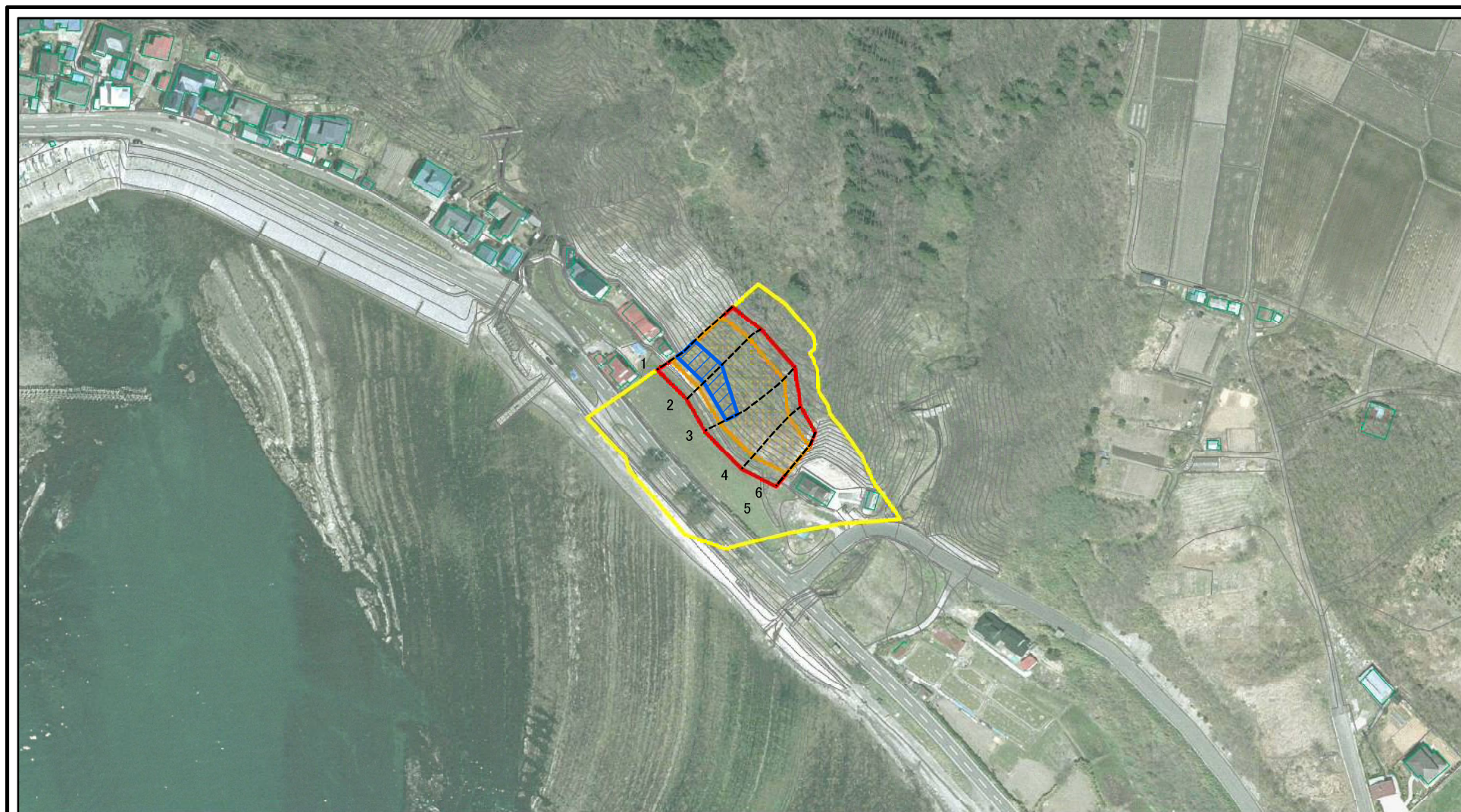


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-590
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	野竹
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 字小橋下、野竹及び中台
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						



# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

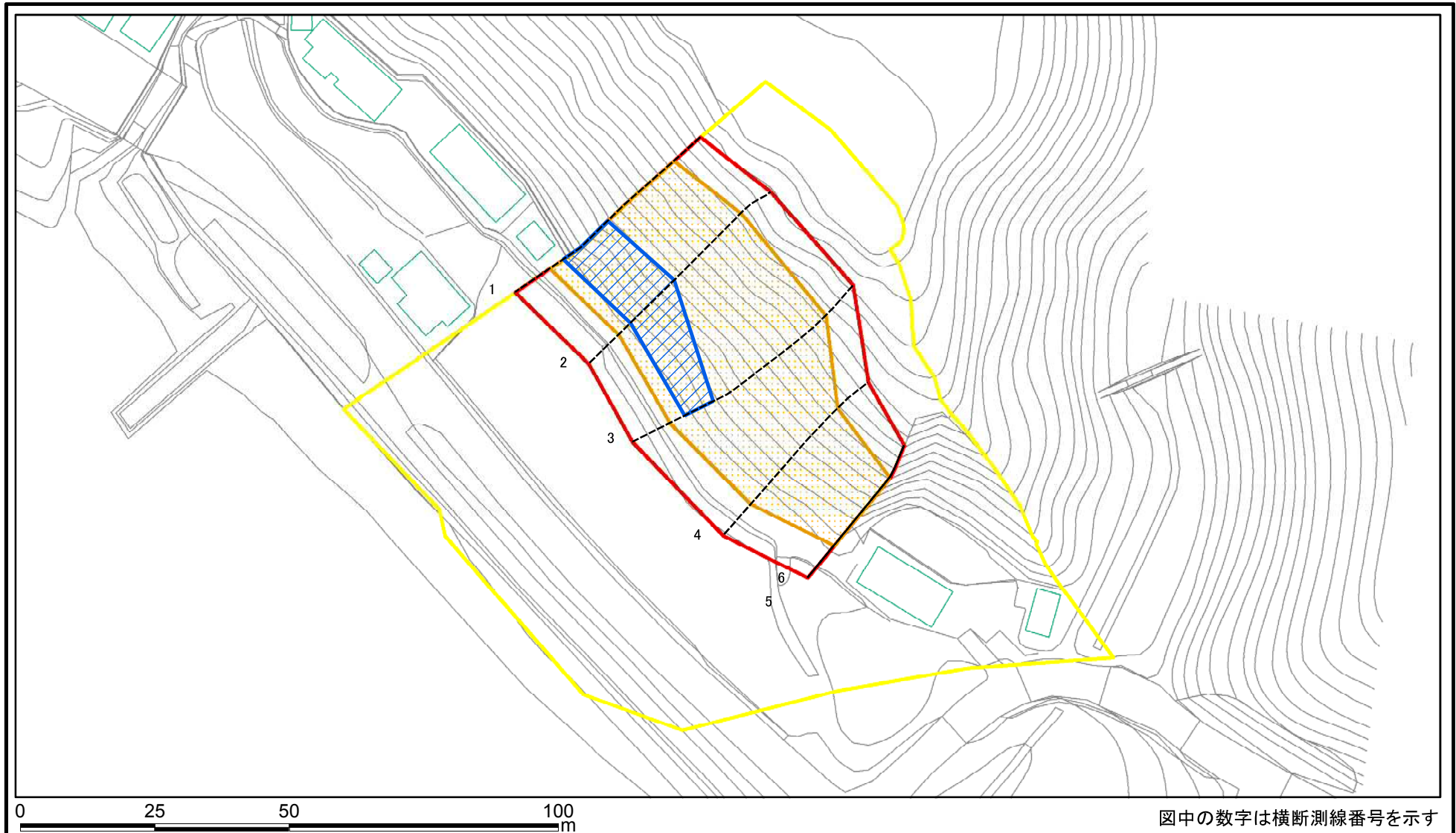


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-590
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	野竹
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県鹿角市船川港台島 宇小橋下、野竹及び中台
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域						



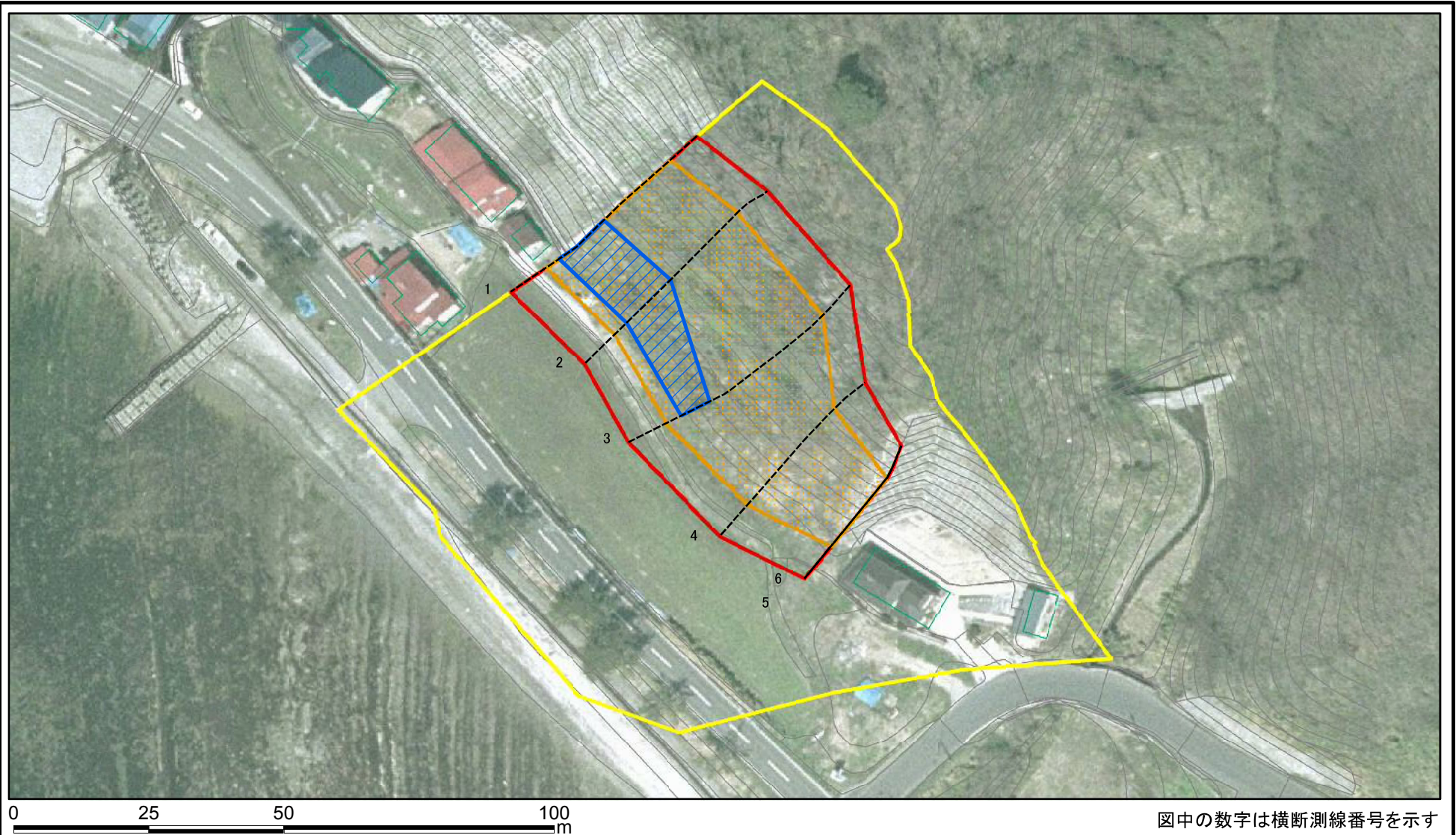
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



<b>様式-2-1(急)</b> <b>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</b> <b>区域図(その2)</b>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-590
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域 土石等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域		告示番号	第178号	箇所名	野竹
				告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 字小橋下、野竹及び中台



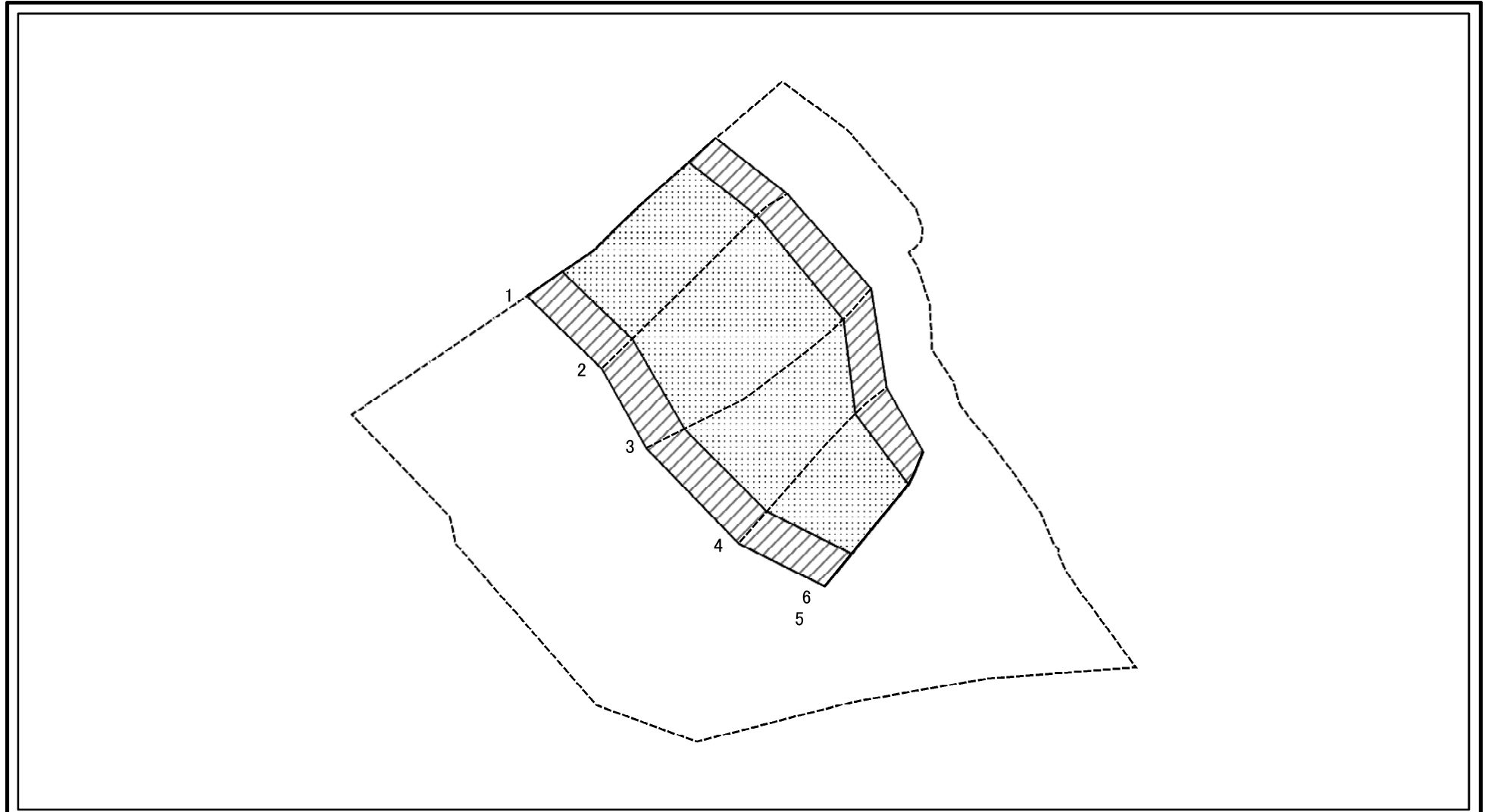
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2-1(急)</b> <b>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</b> <b>区域図(その2)</b>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-590
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	 		告示番号	第178号	箇所名	野竹
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域 土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 宇小橋下、野竹及び中台

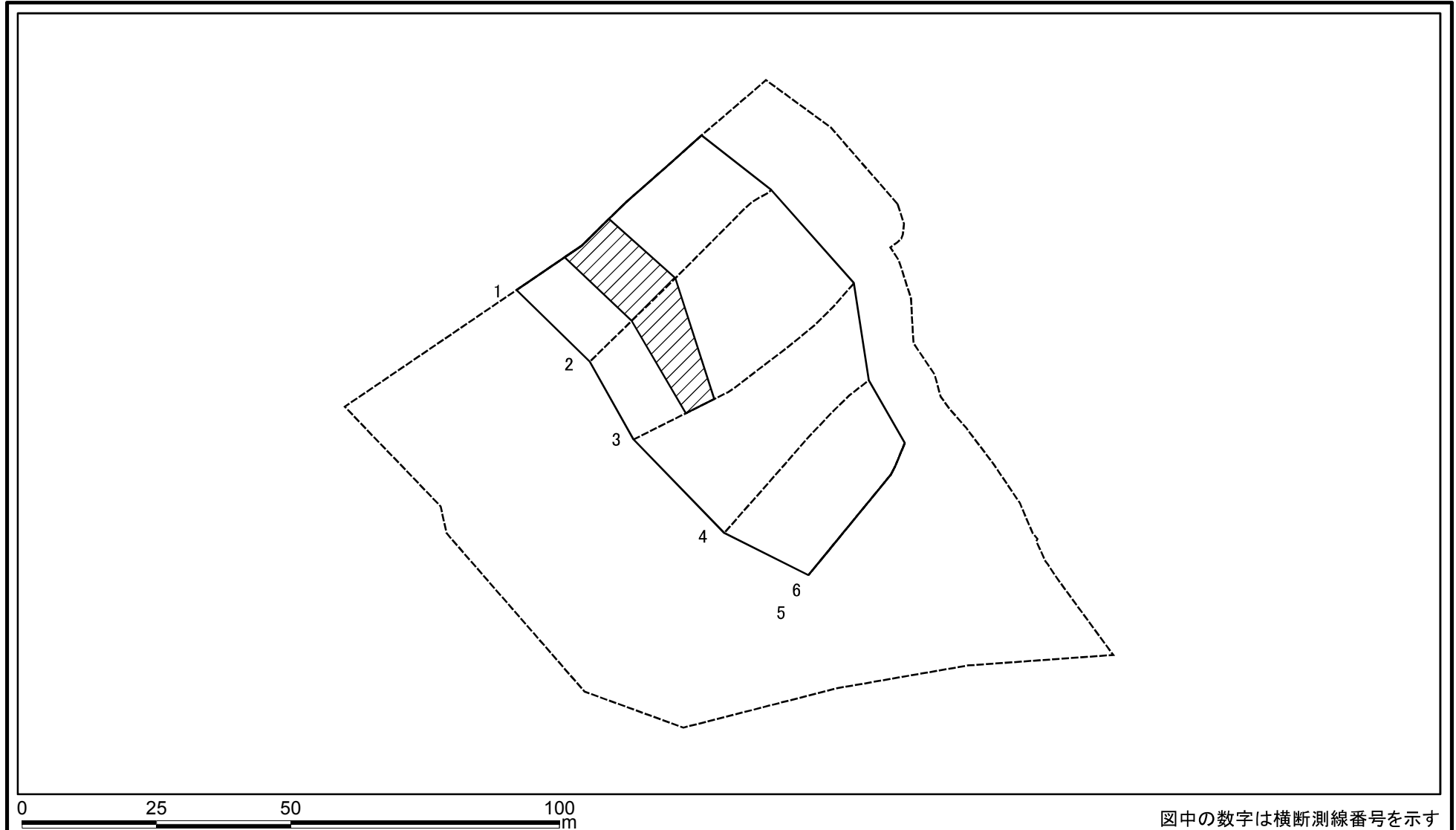
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2-2(急)</b> 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-590
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第178号	箇所名	野竹
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 字小橋下、野竹及び中台

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-590
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第178号	箇所名	野竹
		それ以外の区域			告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県男鹿市船川港台島 字小橋下、野竹及び中台

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	157.77	1.00	100.00	1.00	16.70	3.30	15.16	3.00	~								
2 ~ 3	157.03	1.00	100.00	1.00	16.37	3.24	15.16	3.00	~								
3 ~ 4	152.60	1.00	100.00	1.00	-	-	15.16	3.00	~								
4 ~ 5	145.75	1.00	100.00	1.00	-	-	15.15	3.00	~								
5 ~ 6	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
6 ~ 7	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
7 ~ 8	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
8 ~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式-3(急)  建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-590
	告示番号	第178号	箇所名	野竹
	告示年月日	平成30年3月20日	所在地	秋田県鹿角市船川港台島字小橋下、野竹及び中台